# 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令 （昭和五十一年政令第百九十二号）

##### １

石油コンビナート等災害防止法第二条第二号に規定する政令で指定する区域は、別表各号に掲げる地区ごとの区域とする。

##### ２

別表に規定する主務大臣は、総務大臣及び経済産業大臣とする。

##### ３

別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、令和二年四月一日における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。

# 附　則

この政令は、昭和五十一年七月十四日から施行する。

# 附則（昭和五二年二月四日政令第一三号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五二年八月二日政令第二五四号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五三年四月三日政令第八七号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五三年七月一四日政令第二八九号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五四年九月二六日政令第二六四号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五五年六月一〇日政令第一六五号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五五年一二月二六日政令第三四〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五六年七月一七日政令第二五二号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五六年一二月一一日政令第三四一号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五七年六月八日政令第一六二号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五九年四月一〇日政令第七一号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六二年三月二七日政令第七七号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六三年八月二六日政令第二五八号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成元年六月二三日政令第一八一号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二年七月三日政令第二〇四号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三年七月三一日政令第二五八号）

##### １

この政令は、公布の日から施行する。

##### ２

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成四年八月二八日政令第二八八号）

##### １

この政令は、公布の日から施行する。

##### ２

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成六年八月五日政令第二六二号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成八年七月三一日政令第二三二号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成九年七月一一日政令第二四六号）

##### １

この政令は、公布の日から施行する。

##### ２

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成一〇年八月一二日政令第二七五号）

##### １

この政令は、公布の日から施行する。

##### ２

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成一一年八月六日政令第二五〇号）

##### １

この政令は、公布の日から施行する。

##### ２

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成一二年六月七日政令第三〇四号）

##### １

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附則（平成一二年一二月二七日政令第五四九号）

##### １

この政令は、公布の日から施行する。

##### ２

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成一三年一〇月一一日政令第三二八号）

##### １

この政令は、公布の日から施行する。

##### ２

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成一五年三月二六日政令第七三号）

##### １

この政令は、公布の日から施行する。

##### ２

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成一六年一二月一日政令第三七一号）

##### １

この政令は、公布の日から施行する。

##### ２

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成一七年七月一三日政令第二三八号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一八年三月二九日政令第八〇号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一八年一一月一〇日政令第三五三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（罰則に関する経過措置）

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成二〇年一二月二五日政令第四〇一号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（罰則に関する経過措置）

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成二二年九月一四日政令第一九九号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二三年八月三〇日政令第二六六号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（罰則に関する経過措置）

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成二五年八月三〇日政令第二四八号）

##### １

この政令は、公布の日から施行する。

##### ２

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成二六年一〇月一日政令第三二〇号）

##### １

この政令は、公布の日から施行する。

##### ２

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成二七年一二月四日政令第四〇四号）

##### １

この政令は、公布の日から施行する。

##### ２

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成三〇年八月三一日政令第二四八号）

##### １

この政令は、公布の日から施行する。

##### ２

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（令和元年一二月二〇日政令第一九四号）

##### １

この政令は、公布の日から施行する。

##### ２

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

##### ３

石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

# 附則（令和二年九月九日政令第二七二号）

##### １

この政令は、公布の日から施行する。

##### ２

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

* 一  
  釧路地区
* 二  
  苫小牧地区
* 二の二  
  石狩地区
* 三  
  室蘭地区
* 四  
  北斗地区
* 四の二  
  知内地区
* 四の三  
  むつ小川原地区
* 五  
  青森地区
* 六  
  八戸地区
* 六の二  
  久慈地区
* 七  
  塩釜地区
* 八  
  仙台地区
* 九  
  男鹿地区
* 十  
  秋田地区
* 十一  
  酒田地区
* 十二  
  広野地区
* 十三  
  いわき地区
* 十四  
  鹿島臨海地区
* 十五  
  京葉臨海北部地区
* 十六  
  京葉臨海中部地区
* 十七  
  京葉臨海南部地区
* 十八  
  東京国際空港地区
* 十九  
  京浜臨海地区
* 二十  
  根岸臨海地区
* 二十一  
  新潟東港地区
* 二十二  
  新潟西港地区
* 二十三  
  直江津地区
* 二十四  
  富山地区
* 二十五  
  婦中地区
* 二十六  
  新湊地区
* 二十七  
  伏木地区
* 二十八  
  七尾港三室地区
* 二十九  
  金沢港北地区
* 三十  
  福井臨海地区
* 三十一  
  清水地区
* 三十二  
  渥美地区
* 三十三  
  田原地区
* 三十四  
  衣浦地区
* 三十五  
  名古屋港臨海地区
* 三十六  
  四日市臨海地区
* 三十七  
  大阪北港地区
* 三十八  
  堺泉北臨海地区
* 三十九  
  関西国際空港地区
* 四十  
  神戸地区
* 四十一  
  東播磨地区
* 四十二  
  姫路臨海地区
* 四十三  
  赤穂地区
* 四十四  
  和歌山北部臨海北部地区
* 四十五  
  和歌山北部臨海中部地区
* 四十六  
  和歌山北部臨海南部地区
* 四十七  
  御坊地区
* 四十八  
  水島臨海地区
* 四十九  
  福山・笠岡地区
* 五十  
  江田島地区
* 五十一  
  能美地区
* 五十二  
  岩国・大竹地区
* 五十三  
  下松地区
* 五十四  
  周南地区
* 五十五  
  宇部・小野田地区
* 五十六  
  削除
* 五十七  
  六連島地区
* 五十八  
  阿南地区
* 五十九  
  番の州地区
* 六十  
  新居浜地区
* 六十一  
  波方地区
* 六十二  
  菊間地区
* 六十三  
  松山地区
* 六十四  
  北九州地区
* 六十五  
  白島地区
* 六十六  
  福岡地区
* 六十七  
  福島地区
* 六十八  
  上五島地区
* 六十九  
  八代地区
* 七十  
  大分地区
* 七十一  
  川内地区
* 七十一の二  
  串木野地区
* 七十一の三  
  鹿児島地区
* 七十二  
  喜入地区
* 七十二の二  
  志布志地区
* 七十三  
  平安座地区
* 七十四  
  削除
* 七十五  
  小那覇地区